

葛ヶ丘区自主防災会会則

(名 称)

第1条 この会は、葛ヶ丘区自主防災会（以下「この会」という）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務局は、葛ヶ丘会館内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、住民の近隣相互扶助の精神に基づき、自主的な防災活動を行なうことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材の整備、備蓄に関すること。
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 この会は、葛ヶ丘区自治会に所属する世帯（以下、会員という）を以って構成する。

(防災隊と役員)

第6条 この会に災害対策本部、各丁目防災隊と次の役員（以下、役員という）をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 隊 長 3名（各丁目毎に1名）
 - (4) 副隊長 3名（各丁目毎に1名）
 - (5) 顧 問 1名
 - (6) アドバイザー 若干名（第12条参照）
- 2 会長は自治会副会長が務め、副会長は会長が推薦する。隊長は各丁目地区長が務め、副隊長は会長が推薦する。顧問は自治会長が務める。
1項の上記役員は防災会総会で承認する。
 - 3 役員任期については、自治会役員はその任期中とし、その他の役員は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。大規模災害発生時には、災害対策本部の副本部長となり、役員及び隊員に対して、応急活動に必要な指示をする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 隊長は、各丁目の防災活動を指揮総括する。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 顧問は、地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部長となり全役員の指揮をとる。

(防災隊員)

第 8 条 会務の円滑な運営及び組織活動の強化を図るため、防災隊員を置く。

- 2 防災隊員は、各組から 7 世帯につき 1 名を互選する。
- 3 防災隊員の任期は原則 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 防災隊員の選任に際しては、年令・健康等を考慮する。

(会 議)

第 9 条 この会の会議は、防災会総会（以下、総会という）、防災委員会及び防災役員会とする。

(総 会)

第 10 条 総会は、防災隊員及び役員を以って構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 役員選出に関すること。
 - (5) その他必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を防災委員会に委任することができる。

(防災委員会)

第 11 条 防災委員会は、役員及び防災委員（各丁目機能班班長、副班長及び指導員）を以って構成し、会長が招集する。

会長は必要に応じ防災知識経験を有する識者（オブザーバー）を委員に任命できる。

- 2 防災委員は、防災計画にもとづき、防災訓練・活動を推進する。
- 3 防災委員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 会則、規定、要領書などの制定、改廃に関すること。
 - (2) 総会に提出すべき事項。
 - (3) 総会により委任された事項。
 - (4) 防災計画及び事業計画の実施に関する事項。
 - (5) その他必要と認めたこと。

(防災役員会)

第 12 条 防災役員会は役員を以って構成し、会長が招集する。

会長は必要に応じ特定テーマ担当のアドバイザーを役員に任命できる。

- 2 防災役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会、委員会に提出すべき議案に関する事。
- (2) 会則、規定、要領書などの制定、改廃に関する事。
- (3) 市への防災資機材の補助金要望申請に関する事。
- (4) 市の防災計画（会議、訓練、セミナーなど）に関する事。
- (5) その他必要と認めた事。

(防災計画)

第 1 3 条 この会は、第 4 条の事業を推進するため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難訓練に関する事。
 - (5) 市への防災資機材の補助金要望申請に関する事。
 - (6) 市の防災計画（会議、訓練、セミナーなど）に関する事。
 - (7) その他必要と認めた事。
- 3 防災委員会は、防災計画の内容について、会員(第 5 条に規定)の理解と協力を得るように、十分な周知徹底に努めなければならない。

(班の編成)

第 1 4 条 防災会の組織活動を円滑にするために、各丁目毎にそれぞれ複数の機能活動班を編成する。各班は班長 1 名、副班長 1 名を互選する。

- 2 班長は防災訓練を計画し、実際の防災活動においては隊員を指揮し、効率的な班活動に努める。
- 3 副班長は、班長を補佐し、班長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 班長は防災訓練を実施し、その結果を「防災訓練実施報告書」により隊長に報告する。

(文書管理)

第 1 5 条 この防災会で作成される文書に関する事については、別に定める葛ヶ丘区自治会文書管理規程に準ずる。

(役員等手当)

第 1 6 条 役員及び班長、副班長に対しては会計内規に定める手当を支給する。

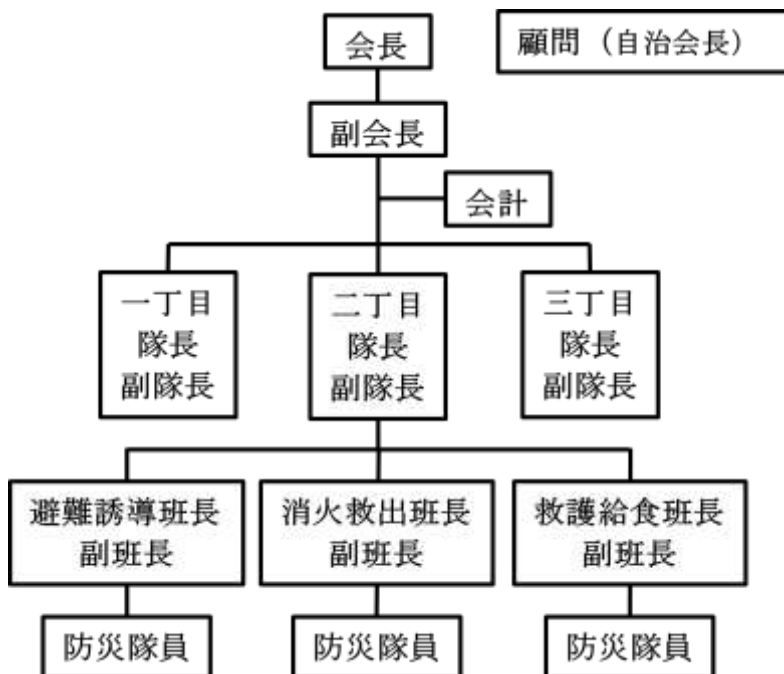
(付 則)

- 1 この会則は、防災会総会の承認を得て改正する事ができる。
- 2 この会則は、昭和 6 0 年 3 月 2 4 日から実施する。
- 3 この会則は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 4 この会則は、平成 8 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 5 この会則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 6 この会則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 7 この会則は、平成 2 1 年 4 月 1 1 日から一部改正実施する。
- 8 この会則は、平成 2 6 年 5 月 1 8 日から一部改正実施する。
- 9 この会則は、平成 2 8 年 5 月 1 5 日から一部改正実施する。

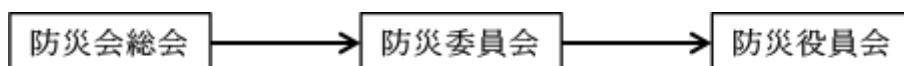
10 この会則は、平成 29 年 4 月 23 日から一部改正実施する。

(付 表) 防災会組織編成基本図

(防災会組織図)



(会議組織)



(災害対策本部組織図)

